

規制シート(様式)

(別紙1)

070197201170001

平成27年6月26日

規制の名称	特定の種別の警備業務の実施、書面の交付、警備業指導教育責任者に係る規制	所管府省	警察庁
根拠法令等	警備業法(昭和47年法律第117号)第18条、第19条、第22条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 小田部 耕治
規制目的	警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正化を図ること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業者は、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務については、一定の基準に従い当該警備業務に係る検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならない(法第18条)。 ・ 警備業者は、警備業務を行う契約を締結しようとするときは、その概要について記載した書面を警備業務の依頼者に交付するなどしなければならない(法第19条)。 ・ 警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任するなどしなければならない(法第22条)。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	当該規制については、平成16年の法改正において整備された。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	当該規制については、平成27年度において見直しを行うため。	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	警備業法附則(平成16年法律第50号)第11条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	—
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	—
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	—